

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO76

発行責任者 畑中 正好

発行日 2009年11月16日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

国直轄事業県負担金問題

ぼったくられていた庁舎建替費約9億6千万

取り壊し費用約1932万円は昨年負担

県に直接関係のない国の出先機関である「和歌山河川国道事務所」が建替えられ、その負担金として昨年、旧庁、職員宿舍の取り壊し費用約1932万円がぼったくられていたことがわかりました。建替総額のうち約9億6千万円を県が負担していることはマスコミ報道によりすでに明らかになっています。

橋本大阪府知事が、

や県の負担金に関する

総事業費約29億円。

国直轄事業の地方負担金の国からの納入告知書について、「ぼったくりパーみたいな請求書だ」と、たとえて厳しく批判したことから、「国には逆らえない」とこれまで、その納入告知書の内容を知ろうとせぜただ黙って支払っていたことに、火がついた国直轄事業地方負担金問題。

このような批判から国は県に、去る6月1日、平成20年度の直轄事業にかかる基本金額

内訳明細に関する資料を提供していました。国から示される内訳明細の資料提供はこれが初めて。

そのうち、県が約9億6000万円負担したことは、すでにマスコミ報道により明らかになっていきます。しかし、その内訳内容については、取り壊し費用以外不明であり、県もその内容は把握していないと言っています。

約1932万円を支払っておりぼったくられていたことがわかりました。これは、平成20年度の完成で、「和歌山河川国道事務所」庁舎建替えられたもので、

仁坂知事は、負担制度の「見直し」を唱えています。県民の血税がぼったくられていたことが分かったのに、その内容を把握せず曖昧にしている姿勢は問

題です。国の言われるままにやってきたことに反省しないでは、「制度見直し」を唱えていても、単なるパフォーマンスに過ぎないと批判に値するからです。

「和歌山河川国道事務所」の庁舎や職員宿舍の建替えは、県に直接関係のない事業です。その費用の負担を求められ、国の言われるままに県が支払っていたこの問題は、今後「制度見直し」を求める上で、不問にすることができない問題です。



負担を求める国の
言い分

橋本大阪府知事「ぼ
ったくりバーみたい
な請求書だ」と批判

国が行う公共事業は全て地方からの要望に沿ったものであり、国が事業を行って恩恵・利益を受ける自治体が応分の負担をするのは当然、という。しかしながら、首相は地方の負担を軽減する方向で検討するという考えを表明している。

金額が示されているものの、その金額にかかる請求内容の明細が一切示されていず、使途の内容がまったく不明であり、支払う県側から、その請求が適切なのかどうかの判断ができる仕組みになっていないこれまでの負担金の国からの納入告知書。このことについて橋本大阪府知事は、「ぼったくりバーみたいな請求書だ」とたとえて、激しく批判。この批判により、「国には逆らえない」とこれまで、ただ黙って払っていたことに、やっと火がつけられることに。

国直轄事業地方負担金問題を考える

直轄事業とは

直轄事業とは、国が決定し、実行する公共事業のことであり、道路、河川・ダム、港湾などの事業がある。



地方負担金とは

地元自治体は、その費用について、2分の1、3分の1程度を負担する仕組み（道路法50条、河川法60条）のこと。しかし、費用は負担させられるが地元自治体には、事前に国と話し合う制度はなく、国から請求された額を支払うだけの関係。

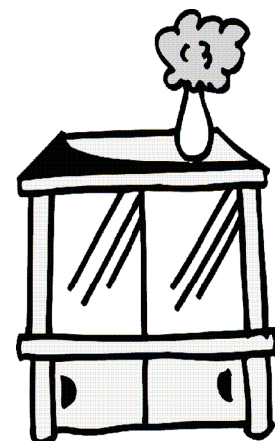
人件費を負担
退職手当も
共済負担金も

旧職員宿舍取り
壊し費用

	基本額	県負担額
人件費総計	1,759,311,369	454,372,942
うち		
退職手当	120,176,881	22,141,380
うち		
共済負担金	257,161,190	66,005,420

	基本額	県負担額
河川・ ダム	1,496,000	355,000

また、工事に直接関係のない人件費（上記に掲載）が約4億5千万円も負担させられており、その人件費の中には、退職手当約2千200万円や、国家公務員共済組合負担金約6千600万円までもが含まれていた。なお、人件費は、直接事業現場に関係のない「国土技術政策総研究所」などの人件費も負担させられている。



旧庁舎取り壊し
費用

事業基本額と県の負
担額
(平成20年度)

	基本額	県負担額
道路	64,000,000	14,678,883
河川・ ダム	17,654,000	4,287,000
計	81,654,000	18,965,883

	事業費	県負担額
道路	36,854,081,029	8,995,738,510
河川	3,142,367,000	981,551,000
ダム	7,005,244,508	1,366,022,678
港湾	958,501,000	352,250,000
総計	47,960,193,537	11,695,562,188

その負担額の中に、国の出先機関である「和歌山河川国道事務所」の旧庁舎（上記掲載）と旧職員宿舎（次に掲載）の取り壊し費用が含まれていた。これらは、県に直接関係のない費用といえる。

批判をうけて国は、6月1日県に、平成20年度分の国直轄事業負担金の資料提供を行う。それを公開請求し、開示資料から、上記のとおり道路、河川、ダム、港湾の県の負担総額が116億9556万円であったこと及び次のことなどが分かった。

国の言われるままに負担してきたことへの反省は？



県民の血税を、国の言われるままに支払ってきたことに反省しないでは、「制度見直し」を唱えていても、単なるパフォーマンスに過ぎないとの批判が値しませんか。

負担させられていた庁舎建替負担金の内訳内容について、当会から説明を求められるまで、把握しようとしていなかったのですから、なおのこと。

なお、その後の問い合わせに県は、国は奈良県も負担しておりその確認中とかで、国からの回答待ちとのことです。



県や県議会の
態度は

庁舎建替費
約9億6千万円を負担
その内訳は未だ不明

県は、国が資料提供のため来訪のあった際、負担金を廃止すること、工事に直接関係のない庁舎管理費や人件費などの間接経費の負担金は早急に廃止すること、地方が事前に合意したもののみの事業を実施すること、経費も地方の合意を得ること及び、地方がその適否を判断できる情報を提供することなどを要望する書面を提出。県議会も同内容の意見書を6月議会で採択している。しかし、国に言われるままに支払ってきた庁舎建替負担金についてのことは何ら触れていない。

平成20年度完成の河川国道事務所の建替え総事業費が29億円だったことが開示資料に記されていたが、負担した総額や内容については不明。ただ、県の負担額が約9億6000万円だったことは、すでにマスコミ報道されているが、その内訳は不明。そこで、改めて県に、その内訳の説明を求めたが、県は、把握していない、という。

当面の予定

- 11月16日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 11月24日 AM 10:00 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判
- 11月25日 PM 6:00 ~
第4回全員会議
- 12月21日 PM 4:00 ~
編集会議
- 1月18日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 1月26日 AM 10:00 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判
- 1月27日 PM 6:00 ~
第5回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

9月25日に裁判が行われました。引き続き双方の主張、反論、再反論などが行われています。

次回は11月24日午前10時からの予定です。

次回会員会議のご案内

- 日 時 11月25日(水)午後6時 ~
- 場 所 和歌山市勤労者総合センター
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい